

サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス検討会運営細則

令和4年5月30日
サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス検討会
座長決定

「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス検討会の開催について」（令和4年4月20日サイバーセキュリティ協議会運営委員会決定）第7項に基づき、サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス検討会（以下「検討会」という。）の運営細則を、以下のとおり決定する。

1. 議事の公開について

検討会の会合は非公開とし、議事概要は、原則として、当該会合終了後公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、議事概要の一部又は全部を公開しないものとするができる。

2. 配布資料の公開について

検討会の会合で配布された資料は、原則として、当該会合終了後速やかに公開する。ただし、座長が必要と認めるとき、又は資料の提出者の同意が得られないときは、非公開とするができる。

以上